



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県知事管理漁獲可能量の変更

所管課(室)名
漁業振興課

告 示

長崎県告示第160号の2

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量(令和6年長崎県告示第210号)の一部を次のとおり変更し、令和7年3月18日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年4月1日から令和7年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ(小型魚)】 <u>834.900トン</u> 【くろまぐろ(大型魚)】 <u>212.100トン</u> 【するめいか】 現行水準	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年4月1日から令和7年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ(小型魚)】 <u>834.800トン</u> 【くろまぐろ(大型魚)】 <u>210.700トン</u> 【するめいか】 現行水準
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年4月1日から令和7年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ(小型魚)】 長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 <u>46.899トン</u> 長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業 <u>773.529トン</u> 【くろまぐろ(大型魚)】 長崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 <u>67.092トン</u> 長崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 <u>142.162トン</u> 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年4月1日から令和7年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ(小型魚)】 長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 <u>46.799トン</u> 長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業 <u>773.529トン</u> 【くろまぐろ(大型魚)】 長崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 <u>65.692トン</u> 長崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 <u>142.162トン</u> 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト